

非常変災時における措置について（お知らせ）

梅雨の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育の推進に格別のご理解ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、大津市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準をお知らせします。

つきましては、学校としましても非常変災時における措置に従い、生徒の皆さんの安全を期したいと考えておりますので、ご家庭におかれましては、テレビ、インターネット、メール配信等の情報をご確認いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 「暴風警報」（暴風を含む警報・特別警報）発令時における措置

- (1) 当日の **午前7時** の時点で、「県内」に **暴風を含む警報** が発表されている場合は、その日は「**臨時休業**」とします。
- (2) 当日の **午前7時** の時点で、「大津市北部」に「**特別警報**」が発表されている場合は、その日は「**臨時休業**」とします。
- (3) 当日の **午前7時以降** で、生徒が**登校中**、又は**登校後**に確実に **暴風を含む警報** 又は当該地域に「**特別警報**」の発表が見込めるときは、その日は**学校長の判断**で、「**臨時休業**」とすることがあります。また、通学路の状況を考え、**終業時刻の繰り上げ**を行うこともあります。

※伊香立学区は、「滋賀県北部」、「近江西部」、「大津市北部」に含まれます。
この3つの区域の中のどの範囲に警報が発令されても上記の措置をとります。

- (4) 当日の **午前7時を基準とする前後の時間帯** に、伊香立中学校が所在する地域に暴風警報または特別警報が発表されていない状態で、**次のいずれかの状況が発生している場合は**、地域の実情に合わせて**学校長が判断**し、**必要に応じ「臨時休業」又は「始業時刻の繰り下げ措置」**の場合もあります。その場合、**状況に応じて、メール配信で学校が指示**します。

- ① **大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表**されている。
- ② **土砂災害警戒情報が発表**されている。
- ③ **避難情報が発表**され、伊香立中学校に**避難所が開設**されている（複数の発表等を含む）。
- ④ **大雨や大雪等の影響**により、**安全確保が難しい**。

※「**臨時休業**」又は「**始業時刻の繰り下げ**」指示のない場合は、**通常通り登校**させていただくようお願いいたします。しかしながら、**居住する地域によって天候が異なることも考えられますので、登校が可能かどうかは、ご家庭でご判断**していただきますようお願いいたします。万一、**ご家庭の判断で欠席される際には、学校に連絡**をお願いいたします。

2. 「地震」発生時における措置

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の**地震の発生**により、**大津市において震度5弱以上を観測**した場合は、その日は、「**臨時休業**」となります。

ただし、当日の登校や学校での活動の**安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業**を行います。

3. 「熱中症」における措置

- (1) 「**暑さ指数**」が**31度以上**の場合は、**体育の授業および、エアコンのない室内での活動、部活動は禁止**とします。ただし、**部活動は、空調設備のある室内での活動は可**とし、開始前、終了時は健康観察を行い、必ず教師が直接指導を行います。
- (2) **空調設備がない場所**において、「**暑さ指数**」が**28度以上31度未満**の場合は、**健康観察やこまめな水分補給**を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避けることとします。

※「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとします。

4. 「武力攻撃事態」等における措置

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は、「**臨時休業**」となります。

ただし、当日の登校や学校での活動の**安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業**を行います。

◎伊香立学区の防災マップは、本校HPからリンクしております。

※今年度、まだメール配信登録を済ませておられない場合は、早急に登録をお願いします。